

2. 風致景観の管理に関する事項

(1) 許可、届出等取扱方針

ア、西表島の亜熱帯性照葉樹林等の保護を図るため、公園計画に基づく施設、管理上又は学術研究上必要と認められる施設並びに農業その他の地域住民の生活上必要と認められる施設以外は、原則としてその設置を許可しないものとする。

イ、仲御神島の海鳥類の集団繁殖地の保護を図るため、管理上又は学術研究上必要と認められる施設以外は、原則としてその設置を許可しないものとする。

ウ、竹富島、黒島、小浜島におけるサンゴ石垣、琉球瓦屋根、ヒンプン、フクギの防風林、御嶽などに代表される人文景観及び自然海岸の保護を図るため、次の方針で指導を行う。

(ア) 工作物の新築等

- 石垣の新築及び増改築に当たっては、サンゴ石積とすること。
- 屋根は琉球瓦葺とすること。
- 屋根の高さは2階建までとすること。
- 郷土樹木、熱帯花木などによる修景緑化を行うこと。

(イ) 人工護岸の新設は原則として認めない。

(ウ) 汚水の海への直接排水は認めない。

エ、黒島西の浜の国際的に絶滅の恐れのある種とされ、また、学術上も貴重であるウミガメ（アカウミガメ及びタイマイ）の産卵地の保護を図るため、人工護岸その他の工作物の設置は、原則として認めないものとする。

オ、各島における土地改良事業（農用地開発、農業構造改善、牧野改良、圃場整備）の実施に際して、赤土の流出防止等を図るため、次の方針で指導を行う。

(ア) 小川、小さな谷等、小さな自然の地形や植生を残すよう、計画に当たってきめの細かい配慮を行うこと。

(イ) 残土処理については、土捨場の選定、土砂の流失防止に十分留意するとともに、緑化を行うこと。

(ウ) 排水溝、沈砂池等を設けること。ただし、素掘排水溝は認めないものとする。

(2) 公園事業取扱方針

ア、施設のデザイン、建築材料、修景植栽などについては、地域の人文景観と調和するよう特に次の点に留意するものとする。

- (ア) 石垣の新築、復旧に当たっては、サンゴ石積とすること。
 - (イ) 屋根は原則として琉球瓦葺とすること。
 - (ウ) 修景緑化に当たっては、郷土樹木等を使用すること。
- イ、地域の特殊性を考慮し、施設の維持及び管理運営の万全を図るため、管理方法、組織予算について事前に計画書を提出させ、指導を徹底する。

3. 地域の開発、整備に関する事項

(1) 自然公園施設

ア、西表島

原始性の高い亜熱帯性照葉樹林や熱帯性のマングローブ林に覆われており、本土とは異なる貴重な動植物に恵まれている。利用は主として舟遊又は徒歩による自然探勝が行われており、このための利用施設として棧橋、自然研究路、西表縦走線歩道をはじめ、仲間川流域には自然休養林の事業として国有林当局により展望台、自然植物園等が整備されている。

今後は、これらの施設の適切な維持管理、更新を図るとともに、自然に親しみ、自然の理解を深めるための施設としてビジターセンター等の解説、教化施設の拡充や避難小屋、指導標、便所等利用者の安全及び利便を確保するための施設整備を行う必要がある。

イ、竹富島

西表国立公園の利用の中心地として集団施設地区に指定され、海水浴、スノーケリング、ダイビング、島めぐり等の利用が行われている。このための利用施設としてビジターセンターをはじめ園地、自然探勝路が整備されている。

今後は、これらの施設の適切な維持管理を行うとともに、質的向上を目指した更新を図る。

ウ、黒島

西表国立公園の利用拠点としてサンゴ礁を主とする海の自然環境に恵まれており、海水浴、スノーケリング、ダイビング、島めぐり等の利用が行われている。このための利用施設としてビジターセンター及び園地が整備されている。また、財団法人海中公園センター八重山海中公園研究所が設置されている。

今後は、これらの施設の適切な維持管理を行うとともに、園地の拡充整備を行う必要がある。

エ、その他の島嶼

海洋利用が主であるが、小浜島以外は定期船の運航が行われていないこともあり、利用は少ない。小浜島に園地が整備されている。

今後は、既存施設の適切な維持管理を行うとともに、整備計画の再検討を行う必要がある。

(2) 一般公共事業

ア、普通地域内において港湾整備、道路改良及び土地改良の各事業が行われており、また、特別地域内における土地改良事業が予定されているので、次の取扱方針により指導等を行う。

(ア) 工事に伴う赤土流出による海水汚濁防止対策、残土処理方法、修景緑化計画等について適切な事前指導を行う。

(イ) 事前にその内容を把握するため、沖縄総合事務局、沖縄県土木部及び農林水産部、石垣市、竹富町を対象にヒアリングを行い、事前調整の徹底を図る。

イ、西表横断道路（車道）については、現時点では指定当初に比べて必要性に乏しく、原始性の高い亜熱帯性照葉樹林を分断することによる動植物への悪影響、土砂流出などによる自然破壊等が予想されるので、今後、慎重な再検討を行う必要がある。

ただし、既設部分のうち、仲間川自然休養林に到る部分については、現在、沖縄宮林署により巡視歩道としての管理が行われているが、周辺を利用するための公園車道としての必要性及び効果が認められるので、今後、維持管理の方法等について、沖縄宮林署、沖縄県、竹富町等の関係者により検討を進める必要がある。

4. 国有財産及び事業施設に関する事項

(1) ビジターセンター

竹富島及び黒島に、それぞれ直轄事業によりビジターセンターが整備され、建物等の維持補修をはじめ、自然に親しむ運動の一環として海の自然教室の開催、パンフレットの作成、配付等の活動を通じて適切な自然公園利用の推進と自然保護思想の普及を図るための中心施設として有効活用を図っている。また、これらの施設の管理運営の万全を図るため、沖縄県、竹富町、地元公民館等を構成メンバーとする運営協議会を設置して緊密な連絡をとりつつ、協力を得てきた。

今後とも、これらの施設の適切な点検、管理を行うとともに、必要な更新を図る。

(2) 竹富島自然探勝路附帯施設

自然探勝路附帯施設として指導標、解説板等が整備され、自然探勝利用に供されている。

今後とも、これらの施設の適切な点検、管理を行うとともに、必要な更新を図る。

(3) 大原詰所

西表国立公園の前線基地として詰所の有効な活用を図るとともに、台風等による災害を防止するため、施設の適切な点検、管理を行う。

5. 利用者の指導に関する事項

(1) 自然解説に関する事項

ア、西表国立公園においては、その自然的特質から「自然の教室」としての自然公園本来の意味を積極的に機能させることが重要である。このため、地元公民館、(財)海中公園センター八重山海中公園研究所等の協力を得て、自然に親しむ運動の一環として竹富島ビジターセンター及び黒島ビジターセンターを基地として周辺海浜をフィールドとする“海 of 自然教室、や“マリン・スクール、を開催して、スノーケリング技術の講習を通じてサンゴや熱帯魚などの海の生物の観察等により自然保護の理解を深め、また、民謡や踊りを通じて独特の芸能文化に接し、島に住む人々の生活と文化に理解と親しみを深めるための活動を行ってきた。また、その他、西表島の船浦地区等においても、地元の小中学生を対象として“海 of 自然教室、を開催し、子供達に対する自然解説を通じて地域とのつながりを深めるための活動を行ってきた。

今後とも関係機関等との協力体制を維持しつつ、これらの行事や活動を拡充するとともに、ビジターセンターの展示の充実、パンフレットの作成、船会社等に対する情報の提供を行う。

イ、西表島においては、「自然教室」として恵まれた特質を有効に活用するため、補助事業により自然探勝歩道の整備等を行ってきたが、これらの施設の適切な点検、補修を行うとともに、本地区利用の中心となる解説、教化施設の整備を行い、これを拠点として自然解説事業を積極的に進めて行く必要がある。

(2) 利用者の規制及び安全対策

- ア、仲御神島においては、海鳥類の集団繁殖地としての保護を図るためコロニーの攪乱をまねく、釣客ダイバー等が上陸又は立ち入りをしないよう、民宿等関係方面に対して指導を徹底する。
- イ、“海の自然教室”の実施に当たっては、水難事故を引き起こさないよう十分な監視及び救助体制をとるものとする。また、海水浴等による水難事故防止のため、海況、事故発生状況について情報収集に努めるとともに、警察、地元消防団、民宿等との連絡の緊密化を図る。
- ウ、西表縦走登山者の道迷い、緊急事態の発生等に対処するため、指導標の点検、修理等に努めるとともに営林署担当区等との連絡を密にする。また、今後、登山計画の一助となるセルフガイドの作成、避難小屋の整備等を行う必要がある。

6. 地域の美化、修景に関する事項

(1) 美化清掃計画

ア、「清掃活動費補助金」による事業として地元清掃団体である「西表国立公園を美しく会」が240万円の事業費により竹富島、黒島、小浜島、西表島（浦内川、仲間川、南風見田海岸）を拠点として清掃活動を行っている。

今後は、日常的なゴミ処理について責任者の明確化、現場でのゴミ処理計画、実施結果の報告等について、きめの細かい指導監督を行う。

イ、ゴミ籠の設置状況について点検を行い、不要なものを撤去し適正配置を行うよう設置者に対して指導を行う。また、ゴミ持ち帰り運動のより一層の徹底を図るため、ゴミ持ち帰り看板の設置等により一般利用者に対する趣旨の徹底を行うとともに、交通機関等に対して普及協力を呼びかける。

ウ、自然公園クリーンデーを始め環境週間、環境衛生週間、観光週間等の機会を通じてボランティア等による清掃活動の実施、ゴミ持ち帰りの呼びかけ等を行う。

(2) 修景緑化計画

道路整備、土地改良、建物の新築、園地整備等の工事に当たっては、極力、下記の郷土樹木、熱帯花木等による修景緑化を行うよう指導する。

ア、緑陰：テリハボク（ヤラボウ）、モモタマナ（クバデーサー）、ガジュマ

- ル、アコウ、オオバアコウ、ハスノハギリ等
- イ、防風目隠し：フクギ、イヌマキ等
- ウ、その他修景：ハイビスカス類、ヒメフヨウ、ブーゲンビレア類、ムラサキソシンカ、デイゴ類、クロトン類、サンダンカ類、モダマ、オオバナアリアケカズラ、ベンガルヤハズカズラ、ヒハツモドキ、ヤシ類、ハマユウ等
- エ、法面緑化：コウライシバ、ギョウギシバ、セントオーガスチン等

7. サンゴ礁の保護、利用対策に関する事項

わが国最大のサンゴ礁地帯として優れた海中景観に恵まれるとともに、海の自然教室として豊かな教材が所在しているので、これらの保護及び利用の推進を図ることが重要であり、次のような対策を推進する。

(1) オニヒトデの駆除対策

昭和48年の大発生に伴い、国立公園区域内の造礁サンゴにも大きな被害を受けた。このため、関係機関によるオニヒトデ駆除対策連絡協議会を設置して連絡の緊密化を図るとともに、環境庁の補助により沖縄県が事業主体となって駆除事業を実施しているが、被害区域は拡散する傾向にある。

今後は、関係機関との緊密な連絡をとりつつ、現状把握に努め、沖縄県及び委託先である八重山漁業協同組合に対して適切な指示、指導を行うとともに、拠点駆除に重点を置いた効率的なオニヒトデ駆除事業を推進する必要がある。また、手もりによる駆除方法に加え、注射器を用いた駆除方法等の有効な手法を検討する必要がある。

(2) 情報収集体制の整備

サンゴ礁生物群集の保護を図るため、オニヒトデの生息状況、サンゴ白化現象、陸上の環境変化とサンゴ礁生物群集への影響について監視を強化して現地における日常的な観察、巡視を計画的に行うとともに、下記の関係機関等との情報交換の緊密化を図り、現状の把握に努める。

また、サンゴの白化現象については、異常に高い海水温の影響により共生藻が離脱した結果、引き起こされるものと推測されているが、資料不足のため不明な点が多い。今後は、情報の把握に努めるとともに、(財)海中公園センター八重山海中公園研究所等と協力して拠点におけるモニタリングを行うことが必要である。

○琉球大学理学部生物学科、海洋学科及び琉球大学熱帯海洋科学センター

- 東海大学沖縄地域研究センター
- (財)海中公園センター八重山海中公園研究所
- 沖縄県水産試験場八重山支場
- 石垣地方气象台
- 八重山漁業協同組合

(3) 利用の促進

自然教育を主目的とする自然のフィールドとして、これらのサンゴ礁海域の積極的な活用を図り、適切な自然公園利用の推進と自然保護思想の普及に資するため今後は海の自然教室、マリン・スクール等の行事を始め、これらの自然教育のリーダーを養成するための研修会等を開催する。

8. 特定鳥獣の保護対策に関する事項

(1) イリオモテヤマネコの保護対策

西表島における鳥獣保護行政の重要性及び緊急性にかんがみ、西表国立公園管理事務所においては、自然保護局長の特命を受けて、イリオモテヤマネコの保護増殖に関する業務を行っている。

ア、第1次調査研究及びその結果

環境庁はイリオモテヤマネコの生態、その生息環境及び被食動物の生息状況などを明らかにし、有効な保護対策を考察するため、昭和49年度から3ヶ年にわたり、日本野生動物研究会会長 今泉吉典（現職、日本哺乳動物学会会長）に委嘱して、「イリオモテヤマネコの生態及び保護に関する研究」を実施した。その結果、イリオモテヤマネコはわずか30頭～40頭しか生息していないと推定されたこと、また、イリオモテヤマネコの行動圏は他種のヤマコネのそれに比べて異常に広がっており、これは重要な被食動物の現存量が少いため、その密度が高まれば行動圏は狭くてすみ、ヤマネコの個体数が増加する等の見解が示された。

イ、給餌の理由及びその実施状況

第1次調査研究結果及び専門家による増殖技術検討会の意見を下に、環境庁は人為的に餌を供給することによって、イリオモテヤマネコの生息数増加の制限因子となっている被食動物の現存量を補い、同一面積により多くの個体の生息を可能にし、保護増殖に役立てるため、昭和54年秋からイリオモテヤマネコ

の給餌事業を実施している。

当初、6ヶ所の給餌ポイントでスタートしたが、現在は10ヶ所（西表島西部5ヶ所、東部5ヶ所）に増えており、3日に1度、生きたニワトリを置くことを主な内容として、当事務所が業務の指導、監督に当たっている。ニワトリの被食率は徐々に向上しており、現在は平均で約80%となっている。また、比較的餌の豊富な6月中旬から8月末までは給餌を休止している。

ウ、第2次調査研究及び今後の方針

第1次調査研究に加え、行動、食性等について更に詳細な資料を得て、必要な保護増殖事業を推進するため、環境庁は昭和57年度からの3ヶ年計画で財団法人世界野生生物基金日本委員会に委託して「イリオモテヤマネコ生息環境等保全対策調査」を実施している。現地における調査は、池原貞雄琉球大学名誉教授、小野勇一九州大学教授を中心メンバーとして給餌ポイントでの直接観察、発信機装着によるテレメトリー調査、痕跡調査等が行われている。この調査で現在までに確認されたイリオモテヤマネコの個体は、発信機装着のために捕獲された12個体（うち雌3個体）を含め17個体となっている。今後、昭和59年度の最終調査報告をもとに、検討、考察を行い、国設鳥獣保護区の設定等イリオモテヤマネコの適切な保護対策を講じる必要がある。

エ、その他現場の課題と対応方針

(ア) 農家のニワトリ被害対策

昭和57年1月～2月に西表島美原地区で被害が発生し、その後、被害報告はなかったが、昭和58年9月～12月に、上原地区において4回にわたり被害が発生した。たまたま、ニワトリに被害を与えたイリオモテヤマネコが環境庁が調査を実施中の発信機を取りつけた個体であることが確認されたことにもより、地域住民の間で問題となった。このため、関係機関と打合せのうえ、調査事業の一環としてこの個体を捕獲し、西表島東部の南風見田給餌ポイントに放獣した。イリオモテヤマネコの生息状況及び行動の状況から今後とも被害の発生が予想され、これを契機として地域住民との間に感情的なトラブルが生じることにより、今後の国立公園の管理運営や鳥獣保護行政の円滑な推進を図るうえで支障となる恐れがある。

今後は調査担当の調査員、現地給餌員、ヤマネコ研究者、地元文化財保護委員、地元公民館長等との緊密な連絡のもとに早期の情報の把握に努めるとも

に、地域住民に対しイリオモテヤマネコの保護の必要性、調査結果の説明、ニワトリ小屋の整備依頼等の普及啓蒙活動を行う。

また、今後とも家禽に被害を与える個体、衰弱個体、交通事故にあった個体等捕獲、収容、移動その他の処置を早期に、且つ適切に行う必要を生じることが予想されるので、このような事態に対処するため、予め関係機関と協議のうえ、基本方針や処理体制を明確にしておく必要がある。

(イ) 交通事故対策

西表島北岸道路の開通に伴い、昭和53年6月以来、車によるイリオモテヤマネコの事故死はすでに4件（4個体）となり、憂慮すべき状況にある。

今後は事故死の状況を十分検討するとともに、沖縄県土木部、沖縄県教育委員会、竹富町教育委員会等と緊密な連絡をとりつつ、道路標識の設置、広報誌、マスコミによる注意の呼びかけ等を行うよう協力を求める。

(ウ) その他、イリオモテヤマネコに対する野イヌや野ネコによる悪影響が懸念されるので野イヌ化、野ネコ化防止対策を徹底するよう保健所等の関係機関との連絡を密にする。

(2) 黒島のウミガメ産卵地の保護対策及びウミガメの情報収集

黒島西の浜はアカウミガメ及びタイマイの産卵地となっている。ことにタイマイの産卵地としてはこれまでに我が国で確認された唯一の場所であり、学術上も極めて重要である。このため、次の方針でその保護を図る。

ア、西の浜においては護岸その他の工作物の設置を認めない方針で指導を行う。

イ、現在、保護計画上普通地域であるので保護を強化する方針で検討を行う。

ウ、文化財関係機関に対する情報の提供等、連絡を密にする。

エ、沖縄県漁業調整規則の主管部である沖縄県農林水産部に対する情報の提供等、連絡を密にする。

また、今後は西表島、新城島等の海浜におけるウミガメの産卵の状況等について、情報の収集に努める。

(3) 仲御神島の海鳥類繁殖地の保護対策

仲御神島はカツオドリ、クロアジサシ等の海鳥類の集団繁殖地として国設鳥獣保護区の特別保護地区に指定されており、また、国指定の天然記念物に指定されているので、次の方針でその保護を図る。

ア、管理上又は学術研究上必要と認められる施設以外は、原則としてその設置を

許可しない。

イ、釣客、ダイバーの増加によるコロニーの攪乱を防止するため、原則として、これらの利用者が上陸又は立ち入りをしないよう、民宿等関係方面へ周知徹底を図る。

9. 地域住民等に対する自然保護思想の普及に関する事項

離島における厳しい生活環境の下で住民の多くが地域開発を志向しており、自然保護に対しては、これらの開発が制限されることへの不安から消極的な意見が支配的であった。

その後、地域住民に対する普及活動等により、住民の自然保護に対する関心と理解は徐々に深まってきたが、今後とも自然保護行政に関する関連諸制度や施策等について総合的、体系的な理解を得ることが必要である。また、西表国立公園の円滑な管理及び適切な鳥獣保護行政を推進するためには、地域住民の理解と協力を得ることが極めて重要であり、今後とも次の方針で自然保護思想の普及啓蒙に努める。

- (1) 自然に親しむ運動、自然公園クリーンデーその他全ゆる機会を通じて自然保護について総合的、体系的な施策や情報の説明、提供を行うとともに、パンフレット、チラシの作成、配付等を行う。
- (2) イリオモテヤマネコ生態調査結果等について、研究者等の協力のもとに、地元公民館等において説明、報告を行い、理解と協力を求める。
- (3) 地元小、中学生を対象とする海の自然教室等を開催し、学校を通じて子供達への啓蒙を図りつつ、地域との連携を密にする。
- (4) 自然公園指導員、自然保護監視員、文化財保護委員、地元野鳥保護団体、ヤマネコ研究者等との連絡協調体制を密にするとともに研修会等により地域に根ざした自然保護のリーダーを養成する必要がある。
- (5) 竹富島ビジターセンター及び黒島ビジターセンターの有効な活用を図るとともに、自然保護思想の普及啓蒙を図るための中心施設として、西表島にビジターセンターを整備する必要がある。

10. その他関連事項

- (1) 関係団体の指導、育成に関する事項
ア、西表国立公園を美しくする会

「清掃活動費補助金」による事業の地元清掃団体であるが、その活動状況は十分とは言えない。

今後は、日常的なゴミ処理の徹底、ゴミ籠の適正配置、ゴミ持ち帰り運動の積極的な推進等について、きめの細かい指導、監督を行う。

イ、西表国立公園黒島ビジターセンター運営協議会

黒島ビジターセンターの円滑な管理運営を推進するため、連絡の緊密化、意見交換等を行うことを目的として関係機関等を構成メンバーとして設置されたものである。

今後は、同運営協議会を十分機能させるとともに、西表国立公園全域における公園事業施設の円滑な管理運営を推進するため、より発展的な運営協議会として拡充する必要がある。

(2) その他関係資料

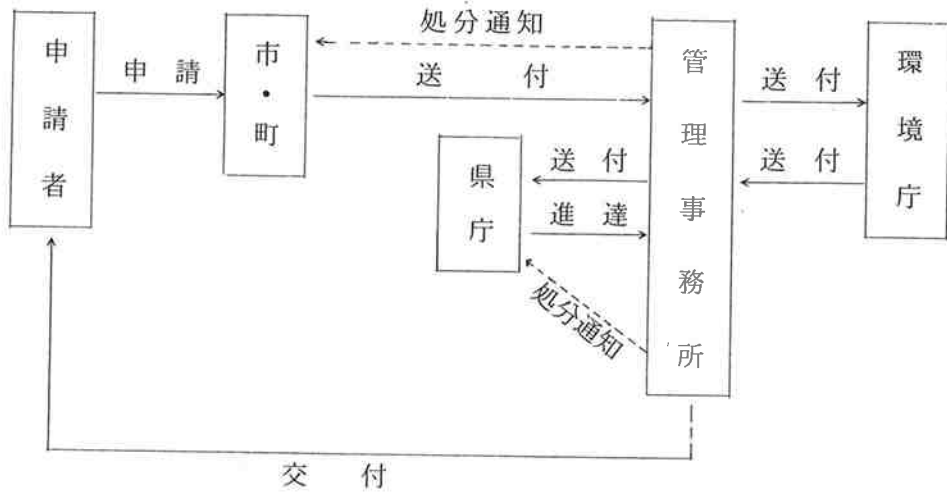
別添 1 申請書の進達及び指令書の交付ルート並びに許認可等処理状況

- 〃 2 自然公園施設整備 5 ヶ年計画（昭和56年度～昭和60年度）
- 〃 3 直轄又は補助等による自然公園施設整備状況
- 〃 4 公共団体等による施設整備状況
- 〃 5 西表国立公園利用者数
- 〃 6 自然に親しむ運動等実施状況
- 〃 7 「清掃活動費補助金」による清掃活動実施状況
- 〃 8 オニヒトデ駆除実績
- 〃 9 イリオモテヤマネコ給餌状況
- 〃 10 イリオモテヤマネコの事故状況
- 〃 11 関係行政機関等
- 〃 12 西表国立公園内における貴重な動植物一覧

別添1-(1)

申請書の進達及び指令書の交付ルート

1. 長官権限



2. 知事権限

